

安全センター

[発行]
 尼崎労働者安全衛生センター

[連絡先]
 〒660-0802
 尼崎市長洲中通 1-7-6
 TEL・FAX 06-4950-6653

尼崎安全センター総会
特別講演 三木啓子さん
“これってパワハラ!?”
改善や対策はどうやって?”
 日付 2018年9月26日
 時間 午後6時~8時
 場所 中小企業センター
 (★無料、誰でも参加可)

自然災害に



職場でどう対応するのか

七月二六日の定例交流会のテーマは、「大阪北部地震からみえた職場の取り組み成果・課題」というものでした。(於安全センター事務所、参加七名)

日常の避難訓練をそれなりに行っている職場でも、いざとなると思い通りにはいかないものです。

危機管理マニュアルを完全にマスターしたリーダーを育てておく、職場の安心感も高まり、多くの労働者が落ち着きます。

地震が発生したのは、六月一八日午前七時五八分。余震の心配があり、出勤後、すぐに工場構内には入らず、ひとまず外に待機。工場長の指示を待って、その後昼休みまでは工場内の一斉点検を行いました。ブロック塀は大丈夫でしたが、工場の壁には亀裂や小さなひび割れが入っていました。

会社の別の工場では五トンエンジンの倒壊事故もあり、労組からの申し入れも考慮され、午後四時での帰宅を早退扱いせずに認められました。

帰宅困難者については、会社での宿泊も可としました。(この工場は地域の避難所指定も引き受けており、食料も備蓄しています。)

エレベーターは最寄り階で

自動停止

機械やロッカーなどの転倒防止策を検討する必要があります。別

2018. 7. 18 神戸



の工場では一斉送信によるメールが入ったり入らなかったりしました。耐震工事は終わっていたのですが、工場の自動扉が開かなくなっていました。

また、エレベーターが三階で緊急自動停止し(閉じ込め防止)、火は出なかつたけれど、なぜか防火扉が作動しました。亀裂や雨漏りがあります。

大切な出勤退勤の仕方

出勤の会社の指示があいまいでした。そして、いつも市内居住組に仕事が優先的に回され、不公平感があります。帰りは現場の長の判断で社用車に分散乗車して帰ることができました。(災害対応

のため自治体などでは、一定人数の近隣居住を確保しています。)

向かいの古い長屋には赤い危険表示の張り紙がされましたが、こちらでの仕事は続けました。隣の建物の劣化した屋根がボロボロと割れて、こちらの駐車場に落ちてきました。アスベスト含有屋根材か?

それぞれ報告程度でしたが、この後七月六日に西日本集中豪雨。五日午後八時には近畿でも三七〇〇世帯に避難指示が出されており、七日には岡山県倉敷市真備町で堤防が決壊するという大惨事。

安倍政権になって、二〇一四年の広島豪雨災害、一七年の九州北部豪雨と続きます。

その気象庁による最大級の厳重警戒呼びかけさなか、午後八時過ぎ、東京赤坂の国会議員宿舎で安倍首相や災害派遣を指示しているはずの小野寺五典防衛相、翌日に

オウム七名の死刑執行を控えた上川陽子法相等が、「赤坂自民亭」なる懇親(宴会)をしていたというのですから、事態は深刻です。(しかも、この法務大臣が宴会のトリで万歳三唱したとのこと)

更に台風二一号が襲ってきた

そこへさらに九月四日台風二一号で関西空港の連絡橋・鉄道橋損壊。私たちの尼崎、伊丹、宝塚等でも停電・断水が続発しました。当事務所でも大きなクーラーは三日間完全にダウン。マンシヨンの階段をバケツを持って上り下りする人、冷蔵庫の食べ物をやむを得ず処分する人、阪神淡路大震災以来の風呂なし生活を余儀なくされる人。医療機関や介護施設の職員は高齢者宅の安否確認に、一軒一軒軒先を訪ねました。

そこへまた北海道で九月六日未明、震度七の大地震です。大きな災害は職場を長期閉鎖に追い込み

事業の存続すら危うくしかねません。工場で扱う部品の入手経路や輸送手段の確保なども問題になってきます。社内の電源や回線の二重化等も検討対象になります。

これからも、自然災害に対する職場の対策は、私たち安全センターの大きな交流テーマです。

2018. 7. 18 神戸

◆地震時のエレベーター利用 注意点

【利用中に地震に遭遇したら】

- ①揺れを感じたら、行き先階ボタンをすべて押す。最初に停止した階で降りる
- ②閉じ込められたらインターホンで通報する。無理に脱出しようとするのは危険
- ③停電しても慌てず救出を待つ。非常用照明が点灯し、真っ暗にはならない

【地震発生時に利用していなかったら】

- ①避難にはエレベーターを利用しない。地震後に動いていても、地震感知センサーの動きや停電・故障などで緊急停止し、閉じ込められる恐れがある
- ②安全が確認されるまで利用しない。地震で損傷している場合があるため
(日本エレベーター協会まとめ)

有機溶剤は常に要注意です

今年の三月五日長野県松本労基署は、埼玉県上尾市でゴムライニング加工を営む会社と同社取締役（五〇歳）を書類送検しました。逮捕はしないが、事件は検察庁に送るという意味です。

有機溶剤作業主任者を選任せず、局所排気装置等も設置せず、人体への健康影響を工場内の見やすい場所に設置しなかったとしていま

す。二〇一六年八月に同社工場内で、直径一m、高さ二・五mのタンク内ゴムライニング内張りの点検・補修中に使用したトルエン九九%



これ、大丈夫？

以上の溶剤を吹きとらせ、作業員二人が、一人は即日死亡、もう一人は休業八か月見込みの中毒になったというものです。

法定検診も環境測定もサボる

有機溶剤関係では、昨年四月にも新潟県長岡労基署での書類送検がありました。

これは長岡市内の精密研削加工会社（砥石・セラミックス製品製造）とその技術部長（三三歳）で、メタノールによる洗浄作業を行っている労働者に対し、半年一回の有機溶剤検診と環境濃度測定を実施しなかったというものです。（安衛生法65、66条）

この会社は二〇一五年にも是正勧告を受けており、それで今回書類送検となりました。私たち安全センターの関係でも有機溶剤使用職場は多いです。日常していることも怠ると大変だということです。

規定」と具体的に書かれています。

改正労働契約法

19条の無期労働契約への転換については法改正から五年が経過し、今年二〇一八年四月から無期転換ルールが適用されています。（通算五年の契約を超えたら、労働者からの申し入れで、無期労働契約に転換できる）

格差是正は

ヤル気次第で進む

つまり、これらの法律を活用して、非正規労働者の労働条件をヤル気さえあれば一步一步正規労働者に近づけていくことができるようになったのです。その最高裁判決が六月一日にあり、定年後の再雇用であっても、労働契約法20条の対象になることが確定しました。（長澤運輸とハマキョウレックス事件、二〇一八・六・一五 朝日新聞）

“俺たちにも意地がある”

ロナルド移籍に130億円 フィアット労働者、ストへ

サッカー・ポルトガル代表のクリスティアーノ・ロナルド選手が、イタリア1部リーグの名門ユベントスに移籍することをめぐり、自動車メーカー・フィアットの労働者がストライキを決める騒動になっている。ユベントスはフィアットの大株主の一族がオーナーで、スペインのレアル・マドリードに所属するロナルドを4年契約、移籍金1億3000万ユーロ（約130億円）で獲得したと10日、発表した。伊メディアによると、工場労働者の平均給与は月約1400ユーロ（約18万円）で、労働組合は「サッカー選手に何億も費やし、労働者に犠牲を強いるのは不平等で容認できない」とコメントを発表した。（ローマ=河原田慎一）

二〇一八・七・一四 朝日新聞

同一労働 同一賃金の 実現 めざして！

正規社員であるあなたの職場には、あなたと同じ仕事を同じ程度の責任を持ってやっている期間契約の労働者（パートとかも）がどのくらいおられますか？

労働契約法20条は非正規労働者の待遇改善のため、正規との間の不合理な格差をなくすために作られた法律です。不合理な格差かどうかは一切の労働条件について適用され、

- 一、仕事の内容やその責任の程度
- 二、転勤・昇進、配置転換の範囲
- 三、その他の事情、で判断されま

す。

正社員とパートの

不合理な差はノー！

またパート有期契約労働者法8条では、やはり正社員との待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組みその他の事情を考慮し、不合理とされるものであってはならないとしています。（不合理な労働条件の禁止）9条では、正社員と同視すべきパート労働者に差別的取扱いをしてはならないとしています。「基本給、賞与その他の待遇それぞれについて差別的取扱いをしてはならない」（均等待遇

高プロに労働基準監督官からも懸念が出ている	高プロの特徴	監督官の懸念
労働時間規制から外れ、残業上限も適用されない	→	長時間労働があっても企業を指導できない
企業は労働時間を把握する必要がない	→	どれだけ働いたか確認が難しく、労災認定に影響も
対象業務は「コンサルタント」などを想定	→	個別に働き方をみる必要。違法適用が見抜きづらい

六月一日にあり、定年後の再雇用であっても、労働契約法20条の対象になることが確定しました。（長澤運輸とハマキョウレックス事件、二〇一八・六・一五 朝日新聞）

安倍政権による「働かせ方改革」で、とうとう労働時間や残業の規制がない高度プロフェッショナル“労働者”も作りだされてしまいました（労基署：過労死されても働いた時間がわからん）、私たちはまだまだあきらめるわけにはいきません。